号外第七十六号

平成二十七年

次

目

選挙管理委員会

び選挙すべき委員数...... 青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙期日及 事 務 局 :

長及び同職務代理者の選任...... 青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙 同

所及び日時...... 青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙会の場

青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙長の事

青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙 務を行う場所.....

同

:

立会人を定めるくじを行う場所及び日時.....

選 挙 管 理 委 員

青森県選挙管理委員会告示第六十四号

規定により告示する。 において準用する公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第三十四条第六項第三号の 県西部海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を次のとおり行うので、漁業法第九十四条 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十三条第二項の規定により、青森

平成二十七年九月一日

(

青絲県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

選挙期日

= 選挙すべき委員の数 平成二十七年九月十日

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

任したので、準用令第八十一条の規定により告示する。 第八十九号) 十五年政令第三十号) 第九条において準用する公職選挙法施行令 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十五条第三項及び漁業法施行令 (昭和二 べき者を、 選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理す 平成二十七年九月十日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条において準用する (以下「準用令」という。) 第八十条第 一項の規定により次のとおり選 (昭和二十五年政令

平成二十七年九月一日

青絲県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

選挙長

同

<u>`</u>

同

横内憲悟	氏名
青森市大字野内字菊川二六三	住
	所

= 選挙長の職務代理者

,	
口臣	氏
隆治	名
青森市大字小橋字田川二六	住
	所

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十七年九月十日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における

第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、 おいて準用する公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 選挙会の場所及び日時を、漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条に り告示する。 準用法第七十八条の規定によ (以下「準用法」という。)

平成二十七年九月一日

青絲県選挙管理委員会委員長

柿

崎

光

顯

場所

日時 青森市長島一丁目一の一 青森県庁東棟三階C会議室

平成二十七年九月十一日 午後二時

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。 平成二十七年九月十日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における

平成二十七年九月一日

森

青

青絲県選挙管理委員会委員長

柿 崎 光

顯

青絑県選挙管理委員会事務局 場 所 青森市長島一丁目一の 所 在 地

ただし、 平成二十七年九月一日は青森県選挙管理委員室とする

青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第一号

年法律第百号) 十二条第六項の規定により告示する。 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法 (昭和 |十四年法律第二百六十七号) 第九十四条において準用する公職選挙法 (昭和二十五 平成二十七年九月十日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における (以下「準用法」という。) 第七十六条において準用する準用法第六

平成二十七年九月一日

青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長

内

憲

悟

横

青森県選挙管理委員会事務局青森市長島一丁目一の一 場 所 午後五時十分平成二十七年九月七日 日 時

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)